

## 書評

白波瀬佐和子著

## 『日本の不平等を考える—少子高齢社会の国際比較』

四六判／308頁／定価2940円／東京大学出版会，2009

大和 三重

関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科

本書は不平等や格差研究の第一人者である著者の3作目である。本書で不平等を国際比較の枠組みから検討する意図はどこにあるのか。「他国に比べて日本は」と問うとき、無意識の日本特殊論が存在すると著者は指摘する。何が異なっていて、それによってどう特殊なのかを語るには、単に違いを見つけるだけではなく、共通することを認識する必要があると主張する。したがって、国際比較をする際には、できるだけ比較が可能なデータを用いることが必要である。なぜなら既存のデータを利用する場合、各国でデータの収集方法が違っていたり、調査対象が違っていたり、システムそのものが異なっていたりすると、違いが生じるのは当然だからである。しかし、それによって特殊性を結論付けるのは間違いであり、データの比較可能性を高めるといふ努力を惜しまないことが重要であることを教えてくれる。本書は、欧米と比較して日本は特殊であると語られてきた言説に、日本対その他欧米諸国という構図ではなく、それぞれの国の社会的、経済的、政治的、歴史的背景を視野にいった比較分析を行なうことで、安易に日本の特殊性を受け入れるのではなく、日本が一体どこに位置するのかを厳密に分析しようと試みたものである。

1990年代終わりから、日本でも格差論が唱えられるようになり、それまで一億総中流社会であると信じていた人々にとって大きな衝撃となった。

その格差と不平等という概念について、著者は非常に似ているが同一ではないと説明する。「格差は格付けされた差としての価値判断が介入するものの、より計測可能性を強調した概念であり、良し悪しの判断に裁量の余地が大きい」ため、「格差」は悪くないと主張できても、「不平等」は悪くないと真っ向から言いにくい。そのため政府や官公庁は「格差」を好んで使用し、その存在を悪くないとする。しかし、著者によれば「格差には量的な差を超えた、不条理、不平等の概念が介在する。」たとえば、男女間の賃金格差を実証的に捉えようとした場合、どんなに個人属性などの変数をコントロールしようとも説明しきれない差が残り、その差こそが不条理な残余であり、不平等の目安であると述べている。そこで本書では、他国との比較のなかから日本の不平等はどの程度なのかを確かめようといふのである。本書で比較を行なった対象国は、アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、ドイツ、スウェーデンといった欧米6カ国にアジアから台湾を加えた7カ国である。日本のデータは国民生活基礎調査、他国のデータはルクセンブルグ所得データ(LIS)を用い、テーマとなる不平等度の比較には、ジニ係数と相対的低所得率(貧困率)を使用している。

本書は序章と8章から成る。順にみていくと第1章は、対象の7カ国と比較して、日本はどれく

らい不平等かを問うている。まず経済格差の視点から、ジニ係数の推移を用いて比較し、日本は1980年代半ばにおいて他国に比べて特に平等であったという訳ではなく、そもそも皆が思っていたほど平等な国ではなかったと結論づけている。さらに人々の意識としての不平等感と実際の不平等度を比較し、日本は他国よりも意識の分散が大きく、実際の所得格差よりも大きい傾向がみられることが、過敏な不平等感の誘因とする。そこでまた新たな問いが生まれる。他国に比べて日本の不平等・格差が特に目立つ訳ではないのになぜ日本人の不平等感が大きいのか。それらを明らかにするのが次章以降のライフコースに沿ったミクロな視点からの分析である。

第2章は、女性の労働参加と経済格差について、これまで日本の特徴として高学歴女性は就業率が低く、夫の収入による影響だと言われていたが、高学歴はフルタイム就労に就きやすい傾向が見られ、夫の収入との関連は認められなかった。ただ、賃金については他の国々に比べてジェンダー格差が大きいことが分かった。

第3章は、子どものいる世帯の経済格差を調べ、未就学児のいる世帯が最も格差が広がったことを明らかにしている。そこには子育て支援策の不備があり、特に離婚による母子家庭の増加によって格差が拡大している。また、子育て支援ニーズの階層差を調べると、他国では見られる差が日本では見られず、所得の高低に関わらず経済的支援へのニーズが高いという特徴があり、政策立案の根拠を注意深く見極めることを提案している。

第4章は、成人未婚子を前期(20～39歳)と後期(40歳以上)に分け、成人未婚子のいる世帯の経済格差を論じている。日本では1990年代から親元を好む未婚子が増加しているが、前期と後期では貧困率に差が見られる。すなわち後期成人未婚者は親と同居であろうとひとり暮らしであろうと前期成人未婚者よりも貧困率は高い。また、ひとり暮らしの場合、女性の貧困率は高いが、前期から後期への上昇率は男性の方が大きい。つまり

これらの結果から女性だけでなく男性も生涯未婚でひとり暮らしをすることが貧困リスクを高めていることを指摘し、今後このような状況がさらに進むと予測されるなか、高齢期の貧困対策に警鐘を鳴らしている。

第5章は、性別役割分業や母親の就労に対する人々の意識を他国と比較している。ここで著者はエスピン・アンデルセン(Esping-Andersen)の福祉国家類型を用いて比較し、人々の性別役割分業に対する意識が福祉国家類型と必ずしも連動していないことを示した。その上で人々の性別役割分業意識を規定するものは、ジェンダーによる意識構造の差であることを明らかにしている。日本において、男性は女性に比べて性別役割分業に肯定的であるというジェンダー差だけが有意に効いている。しかもそれは学歴や就労状況などによる階層化とは連動していない。著者は日本の意識構造が属性によって階層化していないことを最も重要な知見であるとする。

第6章は、高齢者のいる世帯の経済格差について、日本の貧困率はアメリカに次いで高く、特に高齢単身女性の貧困率は男性の倍である。しかし、2000年時点で高齢単身女性の貧困率は改善されてきており、社会保障制度の充実による効果が見られている。ただ、この状況が今後も続くとはいえず、年金改革における所得保障代替率の引き下げや未婚者の増加など貧困問題は依然として深刻な課題だと指摘する。また高齢者の就業率が高い日本は、高齢者世帯での所得格差を広げる原因となっている。したがって、高齢者のなかでの差異に即した再分配の政策を検討すべきだと主張する。

第7章は、ひとり暮らしと三世帯世帯の高齢者について、経済リスクを検討している。日本型福祉社会は家族を含み資産として機能してきたが、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の割合が上昇して三世帯世帯が減少していることから、今後の社会保障制度の方向性を見直す必要が出てきた。それでも他国と比べると、日本と台湾は依然として子ど

もと同居する高齢者は多く、過半数を超えている。ただ高齢者のいる世帯と65歳以上世帯主の世帯には違いがあると著者は指摘する。日本の高齢者は自身が世帯主となる割合が上昇しているが、台湾では高齢者自身が世帯主となる割合が少ない。すなわち日本の場合台湾のそれと異なり高齢者が家計を支える傾向が増えている。

第8章は、全体をまとめて、人々の生き方と不平等について論じている。そこで、著者は「不平等の背景となる構造は社会の仕組みに根ざしており、それはわれわれが作り出したものである」「だからこそ、不平等の程度はわれわれがコントロールすることができる」と言い切る。そして本書のリサーチクエッションに対しては、国際比較の結果、日本の不平等度は、飛びぬけて高くも低くもないと結論づけている。ただ、そこに日本の特徴が3つ見出されたという。第1に、日本では人々の意識の分散が実態よりも大きい、第2に、日本は他国に比べ、労働市場や家庭内のジェンダー格差が大きい、そして第3に、日本の生涯独身者、ひとり暮らし、ひとり親世帯での貧困率の高さが目立つ、という点である。

最後に、著者が国際比較によって見出した日本の3つの特徴について、著者の解説に若干の注文をつけたいと思う。まず、日本では人々の意識の分散が実態よりも大きい理由として、著者は格差や不平等に対する議論への不慣れさを挙げている。不平等という「古くて新しい社会問題」に対して、「意識の大きなブレ」が生じたからだという。しかし、日本にも以前から不平等論はあったとすれば、社会問題を格差・不平等から捉えることに慣れていないというだけではいささか説得力にかけようと思う。「意識の大きなブレ」とはどのようなことを意味するのか、もう少し踏み込んだ解説があればよかったと思う。

2つ目は、日本ではジェンダーの格差が大きいことから、「究極的にはすべてのものが何らかの形で就労参加する」ことを前提として、社会制度

を再構築することが福祉国家の立て直しにつながるという著者の主張について、確かに、個々の属性に関わらず、あるいは人々の生き方に関わらず生活保障を獲得することができれば理想ではあるが、その前提がすべてのものが就労参加することは果たしてどうであろうか。さまざまな心身の状態によって働きたくても働けない人々については言及されておらず、究極とはいえあまりにも論点をジェンダーに単純化している点が気になった。

3つ目は、著者が日本は「生涯独身で居ることのペナルティが大きな社会」と断じている点である。その理由として「何が家族であるかの定義が柔軟でなく、基本的生活保障機能を提供すべき家族の役割を大きく設定している」ため、若者は自分の家族をつくろうとせず、親元に居続けることで、親に頼る期間が長くなり家族に依存する状況を生むからだとする。「家族の定義が柔軟」とはどういうことか、柔軟であれば貧困を防ぐことができるのか、また生涯独身者の貧困リスクはペナルティなのか、ここではもう少し丁寧な解説が欲しかった。

一方、高齢者のなかでの差異に即した再分配の政策の必要性を訴えている点は、非常に重要な指摘である。著者の主張するように、高齢者をただ扶養の対象とするような余裕はわれわれにはもはやなく、さりとて人生の先輩である高齢者への待遇を粗末なものにすることは誰にとっても望ましいことではないからである。さらに、貧困を格差のなかで相対的に捉えることの意義について、われわれ自身の問題として位置づけることが可能になるからだとする。本書に一貫して流れる著者の主張は、まさにここにある。貧困は個人の責任だけで陥るわけではなく、自己責任論では対処しきれない社会福祉的課題である。本書は社会学的視点から、国際比較が可能なデータを詳細に分析して日本の不平等を捉え、少子高齢化という人口変動のなかで、新たな社会制度の仕組みを構築することが急務であることを再認識させてくれた優れ

た研究書といえるだろう。

## リプライ

### 日本の不平等を考える — 一少子高齢社会の国際比較

東京大学大学院人文社会系研究科 白波瀬 佐和子

自らが著した本も一旦書店に並べば、読者のものとなる。必ずといってよいほど酷評はあるし、メッセージが誤解されることもある。また、「こんな読み方もあるのか」と意外な解釈に新たな発見をしたりもする。拙書の中心的なメッセージの一つは、「欧米と比較した日本の位置づけは欧米と大きく変わらず、少子高齢化に伴う社会問題は先進資本主義国に共通する」ということであった。いくつかの書評ではこのメッセージをもって「それほど面白くもない知見」と記された。この知見に込めた私の「想い」ははかなくもさらりとかわされてしまった、というのが正直な感想である。

そのような中、大和三重氏による書評は的を射ており、国際比較分析に込めた私の想いを十分斟酌していただいた。この点について、まずお礼を申し上げる。リプライとして、大和氏からご指摘があった3つの点について私なりの考えを述べたい。3つの点とは、第1に、意識と実態のズレの大きさの中身について、第2にジェンダー格差解消にあたって「すべての者が労働参加」する前提に対する問題点について、そして、第3に、「家族の定義を柔軟にする」という提言の不明瞭さについて、である。

第1の意識と実態のズレについては、社会の中で自らがどの位置にいるかを判定する階層帰属意識の散らばりと、所得分布の散らばり（ジニ係数によって代表）がどの程度一致していないかをもって、「意識と実態のズレ」とした。しかしながら、大和氏のご指摘の通り、両者のズレの中身についての議論は不十分であった。確かに、個人の

意識から測った社会的地位の散らばりと所得をもとにした散らばりが一致することが、個人の意識が実態を反映させる程度が高いとは必ずしもいえない。言いかえれば、個人の意識が実態をどの程度反映しているかの問いは、単純に両変数の相関をみればよいことでもあるので、両者の分散を比較することがここでの問いへの唯一無二の答えとは必ずしもならない。

それでも、ここで明らかにしたかったことは、1990年代終わり、人々は世の中に経済格差があることに目覚め、格差論が活発化した。そこでの人々の意識はマクロな実態を必ずしも的確に反映しておらず、意識をもって社会の実態を語り、さらに政策議論を展開するのは注意が必要だ、ということである。当時の諸言説の動向は、まるでこれまで格差がなかったかのような世論の錯覚が見え隠れした。だからこそ、「意識と実態のズレ」を実際のデータで提示する意味があると考えた。

意識と実態は一對一の二次元的空間で規定されているわけではなく、個人にとっての格差感や不平等感、個人の限られた生活空間を通じた実態をもってリアリティ化した結果ともいえる。この思考過程自体、ある意味、マクロな状況を即時的かつ直接的に反映させることを前提としておらず、意識と実態の間のズレは不可避ともいえる。それでも、実際の所得の分散よりも個人の意識の散らばりが大きいとする指摘は、人々の意識をよりどころにする言説には少なからぬ「ぶれ」が内包されていることを示唆し、また高揚した格差拡大論への警告を意図するものであった。

第2点目のジェンダー格差解消にあたっての提言に対して、ジェンダーを男か女の二値変数とすることで「すべてのものが労働参加」する意味を単純化していないか、というご批判である。この点も大和氏のご指摘は重要である。拙書では、ジェンダー間のみならずジェンダー内に存在する異質性、階層差については十分議論されていない。男性についてもそうであるが、女性についてもその内的階層性を十分考慮せずに「すべての者が労働

働かざることを提言することは問題である。さらに、働くか・働かないかは、単純な二者選択ではなく、「働けない」という状況が存在する。特に、男性であろうが、女性であろうが、病気を抱えるもの、障害をもつものなど、働くか否かの選択からだけでは就労に関する問題を十分議論することはできない。

ジェンダーを超えた社会的格差もさることながら、まずはジェンダー間の格差を解消すべきではないか。これが拙書のメッセージである。性別役割分業や高学歴女性の断続的な就労参加は、欧米に認められない日本の特徴であった。ジェンダー間格差のみならず、ジェンダー内格差も視野にいれたジェンダー中立的な制度の構築が急務であることに違いない。しかしながら、ジェンダー間に歴然と存在する格差の解消は、最優先課題のひとつとはいえないか。

最後に、「家族の定義を柔軟にする」という提言の中身についてである。大和氏のご指摘されたように、「定義を柔軟にすればいまの問題が解決できるのか」といわれると決してそうではないし、また、単に定義を柔軟にしても、実際の制度自体が硬直的であれば、結局は何も変わらない。ただ、ここで述べたかったことは、社会制度を設立するにあたって、政策理念を考える際、まず、家族をどう定義するかがその後の理念や制度に大きく影響を及ぼすということである。定義を柔軟にする具体例として、諸制度の受給資格要件を緩めることが考えられるが、そこではかならずフリーライダーの問題がでてくる。例えば、失業手当の受給資格要件を緩やかにして失業手当を受給しやすくすると、あくせく働いて生活の糧を得るよりも失業手当をもらった方が楽という状況が生まれて、失業救済どころか失業を増やすことになりかねない。

しかしながら、受給資格要件を厳しくすることが、失業者を減らすとは考えにくい。例えば、日

本の保護率は2010年1000世帯あたり24.0と高いとはいえない（国立社会保障・人口問題研究所2010）。一方、働いても生活が楽にならないワーキングプアが少なからずおり、厚生労働省が公表したOECD基準で算出した相対的貧困率も2007年15.7%と、加盟国30カ国中4位とその高さが際立った（厚生労働省2010）。つまり、現実と制度がうまくリンクしていないのである。

どのようなものが制度を利用できるようにするか受給資格要件は制度の設立目的と関連して、制度の内容を規定する最も重要な出発点となる。つまり、どのような家族が、どのような問題を抱えたときに、どのような制度で対応していくか。そこでは常に、家族とは何かが問題となる。母子家庭の貧困率の高さはアメリカ以上であるという拙書の分析結果は、母子家庭の数自体がまだ極めて少ない日本社会において、家族の多様性に対して制度的インフラがいかにか未整備であることを示すものであった。いかなるものも社会から排除しないための「柔軟な家族の定義」は、包括的社会を形成する上の第一歩となる。

最後に、拙書を書評の対象としていただき、リプライの機会を与えていただいたことに心より感謝する。リプライを通して、拙書の問題点を改めて確認するとともに、さらなる研究テーマの発展に向けた足がかりを得ることができた。この場を借りて、お礼を申し上げる。

#### 文献

- 国立社会保障・人口問題研究所 2010年9月28日更新「生活保護に関する公的統計データ一覧」(<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>)  
厚生労働省 2009年10月「相対的貧困率の公表について」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>)